

2002年 12月 17日

公益通報者保護制度に関する意見

日本生活協同組合連合会
副会長 田中尚四

公益通報者保護制度については、第10回消費者政策部会における議論でその必要性が明らかにされ、実現に向けた具体的な検討を進めることが確認された。

公益通報者保護制度が今年に入ってから急速に注目を集めている背景には、この間多発している企業や行政の不祥事の多さが、内部や関係者からの情報提供によって明らかにされているという事情がある。つまり 隠蔽体質のもとで違法・不当な行為や安全性に関わる問題が放置されてしまう恐れがある中で、内部や関係者からの情報提供が、問題の顕在化と是正に大きな役割を果たしているのである。他方、情報提供を行った人々に対しては組織側から報復的な措置がとられるケースも多く、そうした人々が不当な不利益を受けないようにするためのルールや仕組みづくりが必要になっている。

また、不祥事の多発を背景に、政官財の癒着構造のもとでの企業や行政のモラルについて国民の不信が大きくなっており、企業のコンプライアンスに関する取組みや行政の誠実な職務遂行を促進する仕組みづくりが求められている。公益通報者保護制度の導入により、内部からの情報提供者に対する保護のルールを明確にすることで、企業や行政のコンプライアンスに関する取組みを促進する効果も期待される。

以上の意味合いから、消費者・市民の組織である生協としても、公益通報者保護制度については導入することが必要と考える。制度の詳細設計については、今後、議論を踏まえて検討していく必要があるが、基本的な事項として以下の点について意見を述べておきたい。

1. 公的部門・民間部門の双方を対象とした包括的な制度とすること

イギリスの公益開示法を参考に、公的部門・民間部門の双方を対象とした包括的な制度とすることが必要である。

この間問題となった不祥事には、雪印食品・日本ハムによる農林水産省の牛肉買取り制度の悪用、東京電力による原子力発電施設の損傷に関する情報隠しなど民間の事業者に関する事件だけでなく、外務省による経費水増しと裏金づくり、防衛庁による不正な個人情報の利用など行政に関する事件も存在する。つまり 上述した制度の必要性については民間部門も公的部門も共通なのであり、公的部門を除外する理由はない。シンプルな制度づくりという観点からも、包括的な制度とすることが適切である。

その際、通報の窓口については各省庁ごとに設けるだけでなく、独立した第三者機関か、少なくとも各省庁から独立した機関を設けることが適切である。公的部門については、各省庁での内部完結では実効性が期待できないし、民間部門についても政官財の癒着構造のもとでは所管の省庁の公正性・中立性に疑問があるからである。

2. 各組織の実効的なルール・体制づくりを担保できる制度とすること

既に述べた通り、公益通報者保護制度の導入は我が国の現状に照らして当然の要請であるが、この制度は各組織内でのコンプライアンスの取組みが伴わない限り十分に効果的なものになり得ない。したがって、各組織の自主性を引き出す仕組みを組み込みつつ、コンプライアンスの取組みを促進する制度として組み立てていく必要がある。

そもそも、法令を遵守し、公正に業務を執行するためのチェック機能は、各組織が自らの責任において構築すべきものである。各組織内で違法・不当な行為が行われる恐れがある場合に、これを内部で速やかに探知し、是正することにより、公金の損失や安全性の侵害などの社会的な悪影響を未然に防止することが最も望ましい。現在噴出している問題は、こうした取組みの弱さに起因するものであり、各組織内においてきちんとした取組みを行わせることなしに本質的な解決は困難である。

他方、この間の不祥事から見て、各組織のコンプライアンスに関する意識の弱さや根強い隠蔽体質については問題点として認識しておく必要がある。本制度の導入をこうした組織風土のドラスティックな変革につなげていかなければならない。そのためには、単に各組織にルール・体制づくりを義務付けるだけでは不十分である。取組みを怠ったり内部通報を情報隠しや証拠隠滅に悪用する行為については、罰則や公表など十分な抑止力が期待できる形で制裁を加えるなど、各組織をコンプライアンスのルール・体制づくりに向けて強力に誘導する制度とすべきである。

以 上